

学校給食費の改定結果について

1 令和 8 年度学校給食費の改定

- (1) 改定時期 令和 8 年 4 月 1 日
 (2) 改定額

		現行	改定後	差
小学校	1食あたり	286円	330円	44円
	月額	4,940円	5,700円	760円
中学校	1食あたり	328円	380円	52円
	月額	5,660円	6,560円	900円

2 改定理由

本町の学校給食費は、令和 6 年度の改定以降、食材や献立、調理方法の工夫を行い、本年度も据え置いているが、物価高騰等により食材費の値上げは続いている。令和 7 年度は、保護者の負担増を行わず公費負担により、これまでどおりの献立を提供している。しかし、更なる米価格の値上も示されており、今後も栄養バランスや量を保った献立を提供するには、現行の学校給食費では困難な状況であるため、給食費の改定が必要である。

※ 学校給食法第 11 条及び同法施行令第 2 条の規定により、学校給食の実施に必要な食材料費は保護者が負担することになっている。

3 改定額の算出方法

改定額の算出にあたっては、物価高騰を念頭に、給食に必要な栄養価基準に支障が生じない範囲で、食材選定に配慮した献立内容としてきた令和 7 年度 4 月から 9 月までの実績額及び米価格値上げ額を参考に算出した。

① 1食当たりの給食費

小学校：R7 実績額 314.35 円+米値上 15.80 円=330.15 円⇒330 円（10 円未満切捨）

中学校：R7 実績額 366.50 円+米値上 23.45 円=389.95 円⇒380 円（10 円未満切捨）

② 月額の算出

小学校：330 円×基準日数 190÷実施月 11 ≒ 5,700 円（10 円未満切捨）

中学校：380 円×基準日数 190÷実施月 11 ≒ 6,560 円（10 円未満切捨）

4 今後のスケジュール

令和 8 年 2 月	教育委員会定例会 最終説明（13日）
	第 4 回給食センター運営委員会 最終説明（本日）
	豊山町議会説明
3 月	教育委員会規程改正
	保護者へ周知
4 月	改定給食費で運用開始